

平成 30 年度宮城県サービス管理責任者等研修に係る Q&A
(平成 30 年 8 月 1 日)

1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の共通事項

(1) 実務経験等の考え方

問1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）としての勤務は、実務経験に算入できるか。

(答)

- 算入できます。

問2 認可外保育所での勤務は、実務経験に算入できるか。

(答)

- 上記含め、告示にない事業や施設等での勤務は、算入できません。

問3 病院での医師、看護師としての直接支援業務は、全て実務経験に算入できるか。

(答)

- 勤務期間全てではなく、障害児者及び児童を直接支援した日に限り算入できます（ただし、児童への支援経験を算入できるのは、児童発達支援管理責任者のみ）。

問4 実務経験の数え方として、たとえば1日4時間の勤務でも「1日」として数えられるか。

(答)

- 数えられます。

問5 告示に言う「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者」とは、具体的にどのような者か。

(答)

- 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者を言います。
 上記「訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者」とは、訪問介護員1級・2級課程、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修若しくは実務者研修の修了者又は介護福祉士である者を言います。

問6 サービス管理責任者等研修を修了していなくても、実務経験の要件を満たせば、サービス管理責任者等として従事できるか。

(答)

- 新たに事業を開始した事業所については、指定を受けた日から1年後の日又は平成31年3月31日のうちいずれか早い方の日までの間に限り、実務経験者である者を、（サービス管理責任者等研修を修了していなくても）サービス管理責任者等の要件を満たしているとみなして配置することができます。

【例】	指定日(≡事業の開始の日)	「みなし」の適用期限
①	平成29年9月1日	平成30年8月31日
②	平成30年4月1日	平成31年3月31日
③	平成30年9月1日	平成31年3月31日

(2) 研修について

① 受講対象者について

問7 宮城県サービス管理責任者等研修の受講対象者について伺いたい。

(答)

- 実務経験の要件を満たし、県内の指定障害福祉サービス事業所等で、サービス管理責任者等として従事する予定の者となります。

問8 現在は無職で、来年度から、県内でサービス管理責任者等として従事予定である。研修の受講対象者となるか。

(答)

- 「従事予定である」ことが書面で確認できれば、受講対象者となります。
- サービス管理責任者等としての採用が内定していることが分かるよう、受講申込みの際、採用予定の法人が記入・押印した採用内定通知書等を添付してください。

問9 研修の受講申込み時点で実務経験の要件を満たしていないと受講できないのか。

(答)

- 研修開催要項に規定する基準日（概ね各年度3月中旬頃）までに実務経験の要件を満たす見込みの者についても、受講対象となります。
- この場合、修了証書の発行は、研修修了日ではなく、実務経験の要件を満たした日以降となります。

問10 以前勤務していた法人が廃業しており、実務経験証明書が取得できないがどうすればよいか。

(答)

- 当時の勤務実態と業務内容が分かる書類（雇用契約書等）と、実務経験証明書を取得できない理由を記した書類（任意様式）を提出してください。提出内容に基づき協議の上、受講可否を決定します。

問11 既に他県でサービス管理責任者等研修を修了しているが、宮城県でサービス管理責任者等として従事するためには、宮城県の研修を再度受講しなければならないのか。

(答)

- 厚生労働省が定めるカリキュラム以上の内容の研修を修了していれば、再受講の必要はありません。詳しくは、各指定権者に確認してください。

問12 サービス管理責任者等として従事するためには、障害者相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」）も併せて受講しなければならないのか。

(答)

- 本県のサービス管理責任者等研修を修了した方は、初任者研修の受講は不要です。
- 過去に初任者研修を修了した方（相談支援専門員の資格が失効した方も含む）が、本県のサービス管理責任者等研修を受講される場合、一部カリキュラムが免除となります（詳細は研修要項を参照）。

② その他

問 1 3 申込みしたが受講ができなかった場合、提出した書類は返却してもらえるか。

(答)

- 本研修の申込みの際に提出された書類は、いかなる理由があっても返却されません。

問 1 4 申込みしていた者が急遽受講できなくなった。代わりに同法人の別の者を受講させられるか。

(答)

- 研修開始の前後にかかわらず、申込みしていた者以外は原則受講できません。

問 1 5 修了証書を紛失してしまったが、再発行できるか。

(答)

- 修了証書の再発行はできませんが、研修修了者であることが確認できた場合は「修了証明書」を発行します。詳細は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会にお問い合わせください。

問 1 6 研修受講当時と姓が変わった場合、新しい姓で修了証書を発行できるか。

(答)

- 前問のとおり、修了証書の再発行はできません。
- 県が所管する事業所等にサービス管理責任者等として従事し、県に修了証書の提出が必要な場合には、姓の変更が確認できる公的な書類（戸籍抄本等）を、修了証書と併せて提出してください。

2. 児童発達支援管理責任者について

問 1 7 厚生労働省告示の改正に伴い、実務経験の要件を満たさなくなった。この場合、再度、児童発達支援管理責任者として従事するには、改正後の実務経験の要件を満たした上で、再度研修を受講しなければならないのか。

(答)

- 研修の再受講は不要です。改正後の実務経験の要件を満たした時点から、再度、児童発達支援管理責任者として従事することができます。

問 1 8 実務経験に算入できるのは、障害児への支援経験のみか。

(答)

- 障害児に限らず、児童福祉法第 4 条第 1 項で規定する「児童」への支援経験を広く算入できます。

問 1 9 老人福祉施設等、高齢者を主たる対象とする施設等での勤務は実務経験に算入できないのか。

(答)

- 引き続き算入できますが、以下の点に注意してください。
- 老人福祉施設等（別表第 3 号、第 5 号に掲げる施設等）での実務経験だけでは、要件を満たすことはできません。老人福祉施設等の利用者の中に障害者が含まれていた場合でも同様です。

- たとえば、訪問介護員 2 級の資格者であって、介護老人保健施設での相談支援業務が 2 年 360 日以上、障害児通所支援事業所での直接支援業務が 3 年 540 日以上であれば、第 1 号と第 2 号を合算した期間が 5 年以上且つ当該期間から第 3 号の期間（介護老人保健施設での 2 年間）を除いた期間が 3 年以上であるため、実務経験の要件を満たします。（「例 1」の B）

【例 1】

	①	②	④	③・⑤	要件の充足
A	5 年	0 年	0 年	2 年	○
B	2 年	3 年	0 年	2 年	○
C	0 年	0 年	10 年	7 年	○
D	0 年	4 年	0 年	1 年	×
E	0 年	0 年	10 年	8 年	×
F	4 年	0 年	9 年	0 年	×

※上表中、囲み数字は別表各号（①=別表第 1 号）、その他の数字は別表各号の勤務年数を指します。例 2 でも同様。

※最終的には、業務内容や勤務日数等を勘案した上で判断されます。

【例 2】該当となるパターン

- 別表①： $(① + ② \geq 5)$ \wedge $(① + ② - ③ \geq 3)$
- 別表②： $(④ \geq 10)$ \wedge $(④ - ⑤ \geq 3)$
- 別表③： $(⑥ \geq 5)$ \wedge $((① + ② + ④) - (③ + ⑤) \geq 3)$

3. その他注意事項等

- 平成 29 年 10 月 2 日制定、平成 30 年 8 月 1 日改定
- 平成 30 年 8 月 1 日時点の情報を元に作成した参考資料です。今後の制度改正等により内容が変更される場合がありますので、必ず予め各指定権者等に確認してください。
- サービス管理責任者等の要件や研修体系等については、平成 31 年度を目処に大規模な制度改正が予定されています。詳細は県ホームページ等をご覧ください。
- 「宮城県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修に係る Q&A」（平成 28 年 6 月 2 日障号外、県集団指導資料 15）は廃止します。
- この Q&A において、「告示」とは、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）を指します。
- この Q&A において、「別表」とは、県ホームページに掲載している「宮城県児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験一覧表」を指します。